

「教育教材等助成」 募集要項

公益財団法人マークスホールディングス育英会

1. 助成主旨

公益財団法人マークスホールディングス育英会(以下「本財団」という。)は、将来を担う青少年たちの、学習意欲の向上と健全な育成を目指し、教育の充実及びより良い教育環境づくりのために、教育現場で必要となる教材・教具・設備・備品等の購入又は修繕の費用を助成します。

2. 助成対象者

東北6県(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)に所在のある下記のいずれかに該当する団体。

(1) 学校教育法における学校のうち、

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校

(2) 児童福祉法における児童施設のうち、

児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター

(3) その他、(1)(2)に類似する団体であって、本財団が助成対象者として認めるもの

尚、過去2年以内に助成実績のある団体に関しては、より多くの団体様へ助成をするために、他の団体が優先となる場合がございます。

3. 助成対象

(1) 教育教材・教具・設備・備品等(以下、「教育教材等」という。)の購入にかかる経費のうち、直接生徒の教育に必要なもの。

※但し、消耗品は対象外とする。

(2) 教育教材等の修繕にかかる経費のうち、直接生徒の教育に必要なもの。

(3) その他本財団の目的を達成するために必要な教育に係る経費。

※(1)～(3)のいずれかに係る費用であって、**2026年3月31日**までに支払の完了するものであること。

4. 審査内容

(1) 当該教育教材等の購入・修繕の必要性。

(2) 当該教育教材等が必要であることの緊急度。

(3) 当該教育教材等の購入・修繕によって期待される効果。

(4) 当該教育教材等の購入・修繕による効果を受けられる生徒の人数・範囲等。

(5) 当該教育教材等の購入・修繕に必要な費用が妥当であるか。

5. 助成金額及び件数

1件につき、助成金額は上限30万円とし、15団体前後。

6. お申込み方法

以下の手順でお申し込みをお願い致します。

(1) 本財団ホームページの WEB 申し込みフォームより、登録をお願い致します。

下記提出書類も PDF に変換の上、同フォームよりご提出ください。

<https://www.mercls.jp/zaidan/request/>



(2) 申込みは、本財団所定の申込書に必要事項を記入の上、以下の添付書類とともに、

2025年5月20日までに、本財団事務局宛に届くよう、メール (zaidan@mercls.jp)

または郵送にてご送付願います。

※期日を過ぎた場合、受付出来ない場合がございます。

※申請書を E-mail で送付いただく際は、PDF での送付をお願い致します。

申込書は本財団ホームページ (<https://www.mercls.jp/zaidan/business>)

からダウンロードできます。

尚、数多く団体の皆様から応募をいただいております。早めのご申請をお願い致します。

提出書類

「教育教材等助成申込書」

添付書類1 申請商品の見積書と商品パンフレット(コピー可)

添付書類2 助成金の必要が確認できる資料・写真等 ※使用状況のわかるもの

添付書類3 団体の活動状況がわかる書類(パンフレット等)

添付書類4 申込み団体の定款(任意)

※任意の添付書類についても、審査の対象とさせていただきます。

※なお、申請書類は返却いたしません。

7. 助成の決定と通知

本財団の審査委員会が選考を行ない、理事会において助成の決定をいたします。

採否の結果は、**2025年6月中旬**までに電子メール又は郵送にて通知いたします。

また、採用となった団体等については、本財団ホームページにて公表いたします。

8. 助成金お支払い方法

助成金は、教育教材の助成の場合、助成対象団体の依頼する業者から本財団宛に請求書を発行してもらい、当該業者に対して本財団が直接支払いを行います。

9. 報告について

教育教材等購入又は修繕後、3ヶ月以内に、写真を添えて報告書の提出をお願いいたします。なお、提出いただいた写真または内容を、本団体ホームページへ掲載させていただく場合がございます。

※現地訪問調査をさせていただく場合があります。

10. 個人情報について

助成申込書等にご記入いただいた個人情報は、選考に際し審査委員等へ提供するほか、選考結果の連絡に利用いたします。また、ご記入いただいた情報は、助成事業のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

11. その他

- ・反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人もしくは団体からの応募は受け付けられません。また、万一助成金交付後に反社会的勢力等であることが判明した場合は、助成金を返納いただきます。
- ・申込内容に大幅な変更が生じた場合や活動を中止した場合、虚偽の報告、必要な書類等提出されなかった場合には、助成金の交付の取消又は既に交付した助成金の一部もしくは全額の返納を求めることがあります。

12. 問合せ

〒984-0015 宮城県仙台市若林区御町二丁目15番2

公益財団法人マークスホールディングス育英会 事務局 川股

(TEL) 022-783-2710

(E-mail) zaidan@mercs.jp